

伊勢広域環境組合  
ごみ処理施設整備基本計画・環境影響評価等業務委託

実施要領等に関する質問の回答

令和元年 9 月 24 日

伊勢広域環境組合



ごみ処理施設整備基本計画・環境影響評価等業務委託 実施要領等に関する質問の回答

| No. | 資料名  | 頁 | 項目                | 質問等                                                                                                                                                                | 回答                                                                               |
|-----|------|---|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 実施要領 | 1 | 2 (5)<br>見積限度額    | 基本計画策定業務と環境影響評価業務それぞれに上限額はありますでしょうか。                                                                                                                               | 基本計画策定業務と環境影響評価業務のそれぞれに上限額はありません。                                                |
| 2   | 実施要領 | 2 | 2 (1)<br>参加者の構成   | 代表事業者から業務の一部を請負又は受託する者が予定されている場合、すべてのケースで協力事業者としての届け出が必要と考えてよろしいでしょうか。                                                                                             | 実施要領で示すとおり、施設整備計画又は環境影響評価の手続きを主として実施する事業者が代表事業者と異なる場合に届出が必要となります。                |
| 3   | 実施要領 | 2 | 4 (3)<br>参加者の業務実績 | 必要な業務実績として、アとイが記載されていますが、この実績を証明する資料(契約書等の写し等)の提出は必要無いとの認識でよろしいでしょうか。提出が必要な場合は例えば代表的な1業務を提出することで宜しいでしょうか。                                                          | 本プロポーザルでは、実績を証明する資料の提出は求めませんが、優先交渉権者との契約に係る手続きにおいて、実績を証明する資料を提出していただくことを想定しています。 |
| 4   | 実施要領 | 2 | 4 (3)<br>参加者の業務実績 | 必要な業務実績として、アとイが記載されていますが、現在契約執行中業務も受注実績として認められるという認識でよいのでしょうか。また、業務の完了月日が10年以内という認識でよいのかご教授願います。                                                                   | 業務実績は、現在契約執行中業務も認めることとします。また、完了月日ではなく契約年月日が当該年度を含む過去10年間の業務を受注実績として認めることとします。    |
| 5   | 実施要領 | 2 | 4 (3)<br>参加者の業務実績 | 「当該年度を含む過去10年間」とは、「平成22年度～令和元年度」で良いか。                                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                       |
| 6   | 実施要領 | 2 | 4 (3)<br>参加者の業務実績 | 「都道府県条例に基づく環境影響評価業務の」とありますが、環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市)の条例に基づくものを含めてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                                       |
| 7   | 実施要領 | 2 | 4 (3)<br>参加者の業務実績 | 「ごみ処理施設建設」とは「廃棄物中間処理施設」を指し、「廃棄物最終処分場」は含まないと考えて良いか。                                                                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                       |

| No. | 資料名  | 頁 | 項目                        | 質問等                                                                                                                                                                                                                                             | 回答                                                                                |
|-----|------|---|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | 実施要領 | 2 | 4 (3)<br>参加者の業務実績         | 「都道府県条例に基づく環境影響評価業務」の実績は、方法書<br>手続から評価書手続までの一連の手続を指すのか。                                                                                                                                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                        |
| 9   | 実施要領 | 2 | (3)イ<br>参加者の業務実績          | 環境影響評価条例に係る配慮書、方法書作成及び事後調査の業務について受注実績として考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                           | 環境影響評価業務の実績は、方法書手続から評価書手続までの一連の手続を指すものとします。                                       |
| 10  | 実施要領 | 3 | 5 (2)<br>プロポーザル<br>参加申請   | 提出書類として管理技術者の経歴と主任技術者の経歴が求められていますが、管理技術者と主任技術者の雇用を示す書類、技術士資格証の提出は必要ないのでしょうか。                                                                                                                                                                    | 本プロポーザルでは、雇用を示す書類及び技術士資格証の提出は求めませんが、優先交渉権者との契約に係る手続きにおいて、当該書類を提出していただくことを想定しています。 |
| 11  | 実施要領 | 3 | 5 (2)<br>プロポーザル<br>参加申請   | 「イ 提出書類」において、「(ウ)業務実績調書(様式第5-1、5-2号)」、「(エ)管理技術者の経歴、業務実績(様式第6号)」、「(オ)主任技術者の経歴、業務実績(様式第7-1、7-2号)」とされているが、それぞれ「(ウ)業務実績調書(様式第4-1、4-2号)」、「(エ)管理技術者の経歴、業務実績(様式第5号)」、「(オ)主任技術者の経歴、業務実績(様式第6-1、6-2号)」の様式番号を改めることで良いか。また、1次選考の評価は修正後の様式番号に紐づくものとの考えで良いか。 | 様式集の様式番号及び実施要領P.3表5-3の様式番号については、ご指摘のとおり誤りですので、正誤表、訂正後の実施要領及び訂正後の様式集を本回答とともに公表します。 |
| 12  | 実施要領 | 3 | 5 (3)<br>参加資格確認<br>及び1次選考 | 管理技術者及び主任技術者の兼務については認めているのか<br>ご教示願います。                                                                                                                                                                                                         | 管理技術者及び主任技術者の兼務は、認めていません。                                                         |
| 13  | 実施要領 | 3 | 5 (3)<br>参加資格確認<br>及び1次選考 | 一次選考で通過した場合、一次選考の評価結果は、優先交渉権者の選定の評価点には反映しないものと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                        |
| 14  | 実施要領 | 4 | 5 (4)ウ<br>業務提案書の<br>作成要領  | 評価項目ごとの提案書の枚数制限はないとの認識でよろしい<br>でしょうか。                                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                        |
| 15  | 実施要領 | 4 | 5 (4)ウ<br>業務提案書の<br>作成要領  | 提案書の作成枚数には制限がないとの認識でよろしい<br>でしょうか。                                                                                                                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                        |

| No. | 資料名  | 頁 | 項目                                                 | 質問等                                                                                | 回答                                                                             |
|-----|------|---|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 16  | 実施要領 | 4 | 5 (4) ウ<br>業務提案書の<br>作成要領                          | 5 の (4) 提案書類について、各記載内容及び全体についてページ数の制限はないものと考えてよろしいでしょうか。                           | ご理解のとおりです。                                                                     |
| 17  | 実施要領 | 4 | 5 (4) ウ<br>業務提案書の<br>作成要領                          | 評価項目ごとの提案書の作成については両面印刷と片面印刷のどちらでの作成と認識すればよろしいでしょうか。                                | 印刷方法の指定はいたしません。環境負荷の低減の観点から、両面印刷することが望ましいと考えます。                                |
| 18  | 実施要領 | 5 | 5 (5)<br>業務提案書に<br>関するプレゼ<br>ンテーション<br>及びヒアリン<br>グ | 業務提案書には法人名称を記載することの指定がありますが、プレゼンテーションに用いるスライドについても、法人名称が分かる記載をしてよろしいでしょうか。         | プレゼンテーションは、法人名称を明らかにした上で実施していただきますので、スライドへの記載も認めます。                            |
| 19  | 実施要領 | 5 | 5 (5)<br>業務提案書に<br>関するプレゼ<br>ンテーション<br>及びヒアリン<br>グ | プレゼンテーションの出席人数（質疑応答対応、PC 操作等）に制限はありますか。                                            | 最大 6 名とします。                                                                    |
| 20  | 実施要領 | 6 | 6 (2)<br>評価点                                       | それぞれの評価項目の配点に対する得点化方法 A～E 評価によるものと理解してよろしいでしょうか。その場合、それぞれの評価による配点に対する得点化率をご教示願います。 | 評価点の得点化の方法については、優先交渉権者の選定後に公表します。                                              |
| 21  | 実施要領 | 6 | 6 (2)<br>評価点                                       | 評価項目に記載のある見積価格についての配点の算出方法をご教授願います。                                                | 評価点の得点化の方法については、優先交渉権者の選定後に公表します。                                              |
| 22  | 仕様書  | 1 | 2 (5)<br>これまでの計<br>画                               | 地域計画を貸与していただくことは可能でしょうか。                                                           | 地域計画の貸与は可能です。                                                                  |
| 23  | 仕様書  | 2 | 2 (13)<br>技術者の配置                                   | 管理技術者や主任技術者において、技術士の資格要件についてご教授願います。                                               | 本プロポーザルでは、資格要件を定めていませんが、様式第 3 号 2 資格者の状況 表下の注釈※3 及び※4 に記載した資格を有することが望ましいと考えます。 |

| No. | 資料名 | 頁  | 項目                                 | 質問等                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                    |
|-----|-----|----|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 24  | 仕様書 | 4  | 3.1 (11)<br>委員会等の運営支援              | 委員の人数をご教示ください。また、委員への謝金は見積外と理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 | 基本計画の策定に係る委員は 16 名程度を想定しています。また、受託者に委員への謝金の負担は求めません。                                  |
| 25  | 仕様書 | 4  | 3.1 (12)<br>先進地視察                  | 3.1(12)先進地視察に要する費用は全て受注者負担と考えてよろしいでしょうか。<br>また、この内容を外注する場合に協力事業者としての届け出は不要と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 26  | 仕様書 | 4  | 3.1 (12)<br>先進地視察                  | 3 回分のバス貸切及び 40 名分の昼食を見積に計上するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 27  | 仕様書 | 4  | 3.1 (13)<br>パブリックコメントの支援           | パブリックコメント実施の際の閲覧箇所数をご教示ください。                                                                                                                                                                               | パブリックコメントに係る資料の縦覧箇所数は、24 箇所を想定しています。                                                  |
| 28  | 仕様書 | 10 | 別紙 3<br>現地調査内容<br>「地下水位」<br>「地下水質」 | 地下水位 1 地点×1 年間連続、地下水質 1 地点×1 検体×2 回 とありますが、調査する井戸は既設でしょうか。ボーリング調査が必要でしたら、深さはどの程度をお考えでしょうか。                                                                                                                 | 地下水の調査については、既設の井戸を想定しています。                                                            |
| 29  | 仕様書 | 10 | 別紙 3<br>現地調査内容<br>「土壌汚染」           | 土壌汚染の調査は地表だけでよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 30  | 仕様書 | 10 | 別紙 3<br>現地調査内容<br>「陸生動物」           | 陸生動物において、周辺において保全すべき猛禽類の営巣が確認され、2 営巣期調査実施する必要があると判断された場合、必要に応じて施工期間が延長されるでしょうか。                                                                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 31  | 様式集 |    | 様式 4-1 以降                          | 様式集の「業務実績調書（施設整備計画）」「業務実績調書（環境影響評価）」の左上に、それぞれ「(様式第 4-1 号)」「(様式第 4-2 号)」とありますが、実施要領 p3 (2) イ提出書類で、「業務実績調書（様式第 5-1 号、5-2 号）」とあり、様式と実施要領とで様式の番号が一致していませんので、実施要領の様式を「(様式第 4-1 号)」「(様式第 4-2 号)」と読み替えてよろしいでしょうか。 | 様式集の様式番号及び実施要領 P.3 表 5-3 の様式番号については、ご指摘のとおり誤りですので、正誤表、訂正後の実施要領及び訂正後の様式集を本回答とともに公表します。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目                    | 質問等                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                        |
|-----|-----|---|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32  | 様式集 |   | 様式第 5-1 号、<br>第 5-2 号 | 業務実績の一覧を記入する欄がございますが、こちらに関して、業務の受注を証明する書類（契約書のコピー等）の添付は不要と考えて宜しいのでしょうか                                    | ご理解のとおりです。なお、優先交渉権者との契約に係る手続きにおいて、実績を証明する資料を提出していただくことを想定しています。                                                                                                           |
| 33  | 様式集 |   | 様式第 5-2 号             | 環境影響評価の一部を受注したものについても、実績に含めてよいでしょうか。それとも、方法書～評価書までを含むもののみでしょうか。                                           | 環境影響評価業務の実績は、方法書手続から評価書手続までの一連の手続を指すものとします。                                                                                                                               |
| 34  | 様式集 |   | 様式第 5-2 号             | 「環境影響評価業務の担当実績」は、方法書手続から評価書手続までの一連の手続を指すのか、もしくは部分的な手続も含むか。（様式第 6 号、7-2 号においても同様）                          | 環境影響評価業務の実績は、方法書手続から評価書手続までの一連の手続を指すものとします。                                                                                                                               |
| 35  | 様式集 |   | 様式第 5-2 号             | 下段※1 に記載のある実績については、都道府県条例に基づかない環境影響評価業務の実績でも認められるという認識で宜しいのでしょうか。                                         | 環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市の条例に基づくものも環境影響評価業務の実績として認めます。                                                                                                                        |
| 36  | 様式集 |   | 様式第 5-2 号             | 「地方公共団体が発注したごみ処理施設建設に係る環境影響評価業務」とは、「地方公共団体が発注した <u>都道府県条例に基づく環境影響評価業務</u> 」と考えて良いか。（様式第 6 号、7-2 号においても同様） | ご理解のとおりです。なお、環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市の条例に基づくものも環境影響評価業務の実績として認めます。                                                                                                           |
| 37  | 様式集 |   | 様式第 6 号               | 下段※2 については、基本構想又は基本計画が環境影響評価業務と同一の業務内にある場合のみ、実績として認められるという認識で良いのでしょうか。また、類似業務の定義はどのような内容なのかご教授願います。       | 基本構想の管理実績、基本計画の管理実績、環境影響評価業務の管理実績のいずれも管理技術者の同一業務又は類似業務の実績として認めます。なお、本回答とともに公表する訂正後の様式集において注釈※2 については、「地方公共団体が発注したごみ処理施設建設に係る基本構想若しくは基本計画の作成業務又は環境影響評価業務の管理実績」の表記に訂正しています。 |
| 38  | 様式集 |   | 様式第 6 号               | 下段※2 に「～の管理実績」と記載がありますが、これは管理技術者としての実績という認識で宜しいのでしょうか。                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                |
| 39  | 様式集 |   | 様式第 7-1 号             | 下段※2 に「～の担当実績」と記載がありますが、これは担当技術者としての実績という認識で宜しいのでしょうか。また、管理技術者の実績は含まれないという認識で宜しいのでしょうか。                   | 主任技術者の過去の実績においては、管理技術者としての実績を含めても構いません。                                                                                                                                   |

※ 「項目」及び「質問等」に記載した様式集の様式番号については、本回答とともに公表する訂正後の様式集の様式番号に修正している場合があります。